

岐阜県公報

第二百五十六号
令和三年十二月三日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 五九九
(商業・金融課) 五九九

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定
保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(環境管理課) 六〇〇
(治山課) 六〇一
(同) 六〇一
(道路維持課) 六〇一
(砂防課) 六〇二

公示

大垣・揖斐都市計画道路事業の周知
落札者等に関する公示

(都市整備課) 六〇二
(郡上土木事務所) 六〇三

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百一十一号

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県食品衛生法施行細則(昭和四十八年岐阜県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、営業の形態その他特別な事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認める営業

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百一十二号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を

次のように改正する。

第七条を削る。

第六条第一項を次のように改め、同条を第七条とする。

申請者は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により担保の提供をしな
いときは、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者を保証人として立てな
ければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

(担保の提供)

第六条 申請者は、第一条の規定により貸し付ける貸付金の額に相当する評価額を有す
る担保（金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定
する金融機関をいう。）の保証、商工会議所、商工会その他の団体の債務保証若しく
は市町村の債務負担行為に基づき損失補償又は物的担保をいう。）を提供しなければ
ならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 借主は、第十二条第一項の規定による契約をした後においても、貸付金に係る債務
の履行を担保するため、知事から請求があつたときは、追加担保の提供をしなければ
ならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前二項の担保の提供に必要な一切の費用は、申請者又は借主の負担とする。

別表一の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表二の項を次の
ように改める。

一 削除					
別表十三の項第一号中「又はロ」を削り、同項第三号を次のように改める。					
3 削除					

別表備考第一号水中「一の項から五の項まで」を「一の項、三の項から五の項まで」
に改め、同号ウ中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同号ヨ中「又は五の項か
ら十一の項まで」を「五の項、七の項又は九の項から十一の項まで」に改め、同号
中「五の項から九の項まで」を「五の項、七の項、九の項」に改め、同号ソを削り、同
表備考第六号中「一の項から十二の項まで」を「一の項、三の項から五の項まで、七の
項又は九の項から十二の項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（以下「新規則」とい
う。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの決定
をする貸付金について適用し、施行日前に貸付けの決定をした貸付金については、な
お従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に貸付けの決定をした貸付金について、施行日
以後に貸付けの条件の変更（保証人に代えて当該貸付金に係る担保として金融機関の
保証、商工会議所、商工会その他の団体の債務保証若しくは市町村の債務負担行為に
基づく損失補償又は物的担保を提供するものに限る。）をするときは、新規則第六条
及び第七条の規定を適用する。

(金融機関の保証のみを担保とする貸付けの特例)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみを担保と
して新たな貸付けの決定をする貸付金に係る新規則別表の規定の適用については、同
表中「百分の八十以内」とあるのは、「百分の九十以内」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみを担保と
して新たな貸付けの決定又は契約の変更をする貸付金に係る新規則（施行日前に貸付
けの決定をした貸付金について契約の変更をするものにあつては、この規則による改
正前の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則）別表の規定の適用については、同表中
「〇・三五パーセント以内」とあるのは、「〇・一五パーセント以内」とする。

告 示

岐阜県告示第五百一十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害
物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下
「要措置区域」という。）を指定する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 要措置区域
山県市佐野字八代三〇番三の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置
地下水の水質の測定

岐阜県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
不破郡関ヶ原町大字今須字小谷七二〇の三、字小谷上三六四八の三、三六四九の六、三六四九の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市滝町一六五七の五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	二〇・一	三七・五	
			後	一六・三		

県道	御岳山線	高山市高根町日和田字幕岩下一七三九番七地先地内	後	二〇・〇 二五・三	三七・五
----	------	-------------------------	---	--------------	------

岐阜県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	加茂郡八百津町八百津字下浦九四〇番三地先から同郡同町同字西横手七七〇番二地先まで	前 後	二・三 四 四 四 三	一八〇・〇 一八〇・〇	

岐阜県告示第五百十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

表山県北野②の項を次のように改める。

山県北野②	次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十二号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）	岐阜市大字山県北野字西山下一三五四番一 三五五番一 字親ヶ洞三三八番一 三三三〇番一 三三三〇番一 三三三〇番一 字西山下一四〇二番三 字親ヶ洞三三三〇番四 字西山下一三六二番一 三六〇番一 三五七番一 字親ヶ洞三三二九番一 三三二八番一 三三二八番一 三三二六番一 三三二六番一 三三二六番一 字西山下一四四九番一 四三五番一 四三一番一 四〇三番一	一号 二号 三号及び四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号 十五号 十六号 十七号 十八号 十九号 二十号及び二十一号
-------	---	--	--

公 示

大垣・揖斐都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画道路事業

三・三・四〇九号 大垣神戸大野線

揖斐都市計画道路事業

三・四・八号 大垣神戸大野線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字源場及び字官後並びに揖斐郡大野町

大字下磯字流し、字前波及び字官前地内

使用の部分 なし

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十二月三日

岐阜県知事 古 田 善 善

1 調達物品の名称及び購入予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム）計1,326,500kg

(1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,200,000kg

(2) 郡上市において調達するもの 126,500kg

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 3 年 9 月 29 日

4 落札者を決定した日 令和 3 年 11 月 8 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町 5 番地

株式会社ケミック

取締役社長 林 正啓

6 落札金額 58,366,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関すること。

〒 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所総務課管理課 豊原

〒 所 在 地 郡上市八幡町初値1727番地 2

(2) 郡上市との契約手続に関すること。

〒 部局の名称 郡上市総務部契約管財課

〒 所 在 地 郡上市八幡町島谷228

令和三年十二月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社